



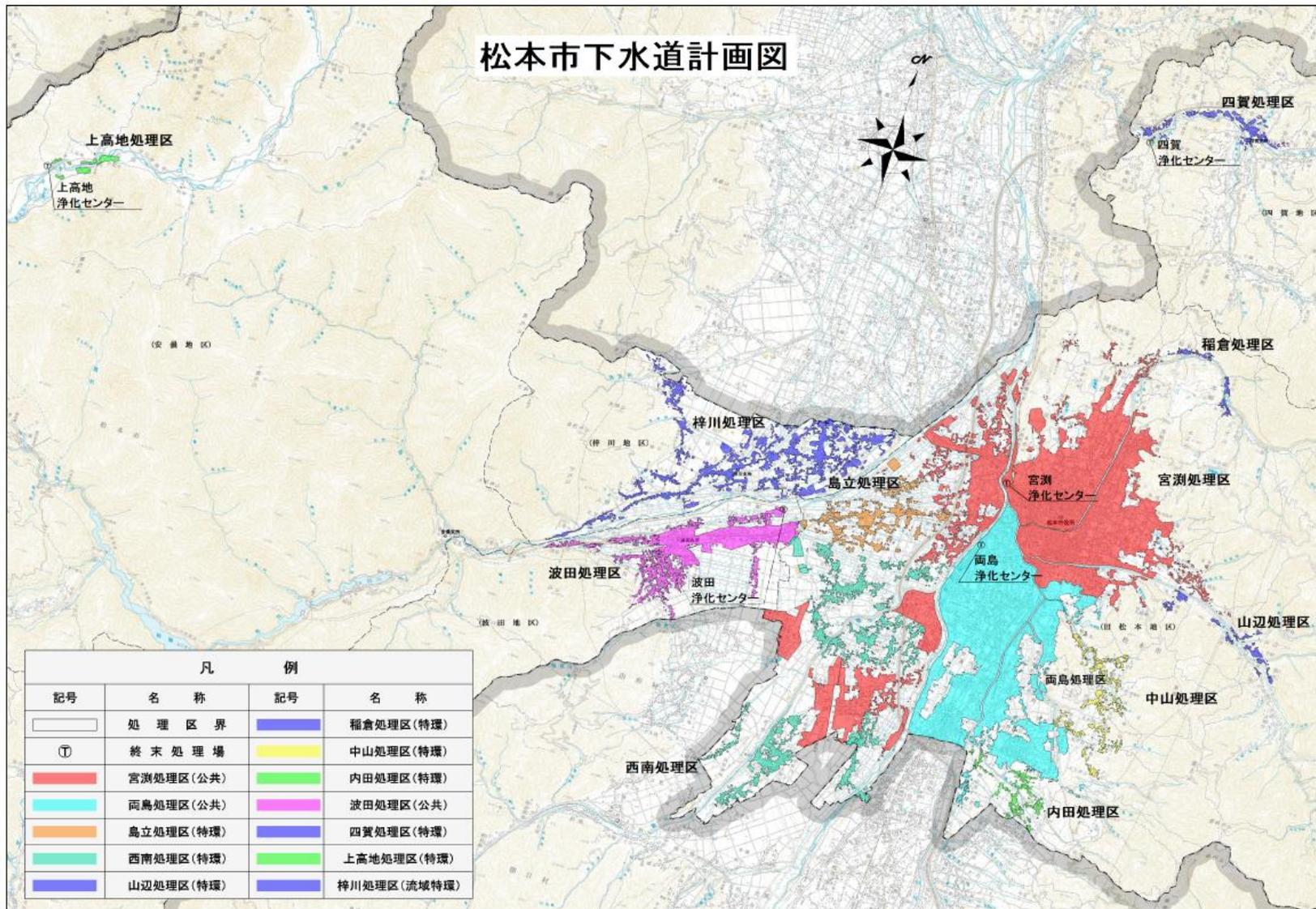
下水道事業の概要について





- ◆昭和25年 宮渚処理区事業認可
- ◆昭和34年 宮渚浄化センター供用開始(散水路床処理法)
- ◆昭和51年 宮渚浄化センター標準活性汚泥処理法へ移行
- ◆昭和57年 両島処理区事業認可
- ◆昭和63年 両島浄化センター供用開始
- ◆平成4年 上高地浄化センター供用開始(安曇村)
- ◆平成6年 波田浄化センター供用開始 (波田町)
- ◆平成10年 地方公営企業法を適用
- ◆平成11年 四賀浄化センター供用開始 (四賀村)
- ◆平成11年 犀川安曇野流域下水道への流入開始(梓川村)
- ◆平成17年 合併により四賀・上高地・梓川処理区を追加
- ◆平成22年 合併により波田地区を追加



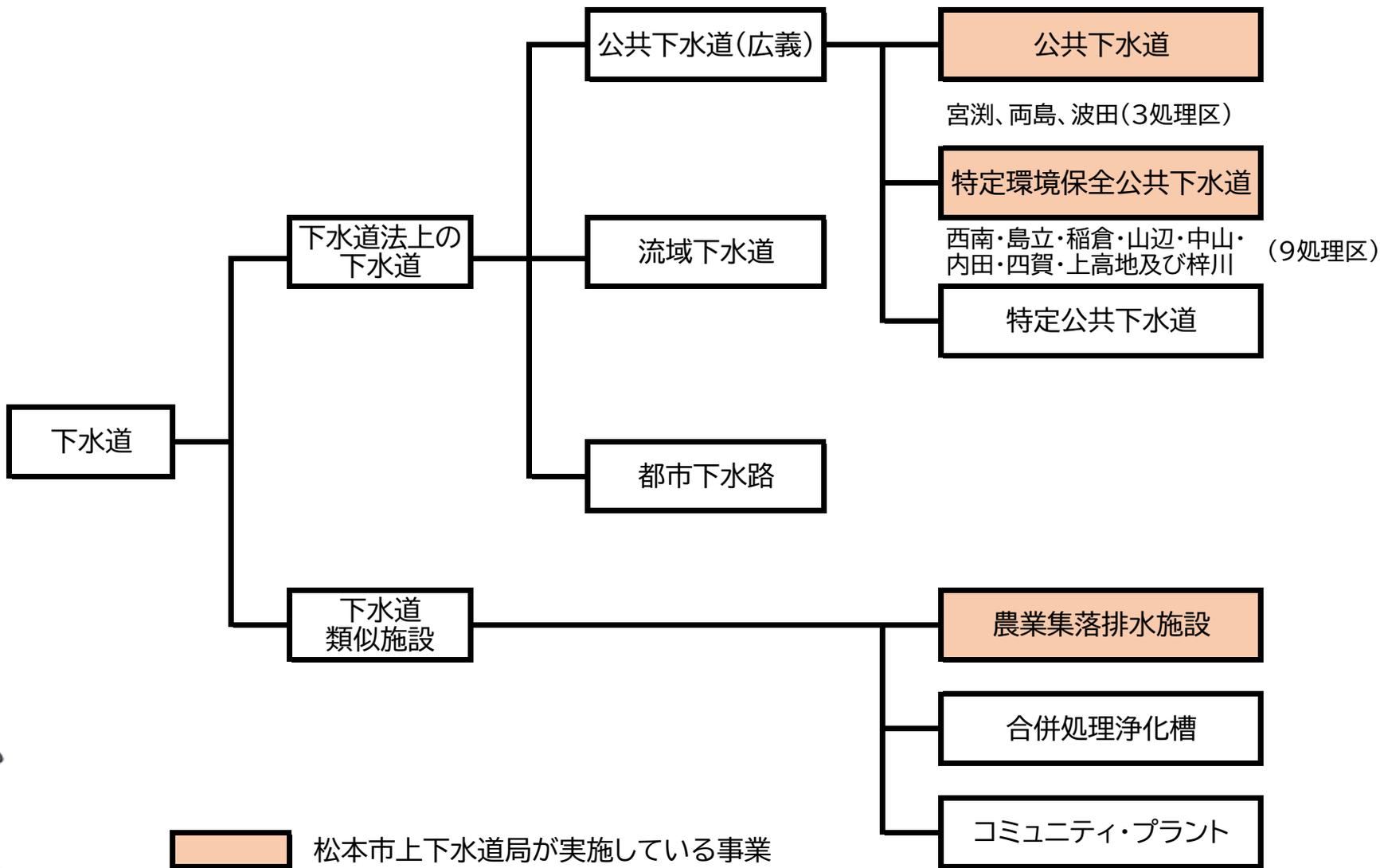




(令和6年度末)

地区	松本 (8処理区)	波田	四賀	安曇	梓川	合計
行政区域内人口	200,264人	15,165人	3,806人	1,244人	11,984人	233,020人
処理区域内人口	199,027人	14,879人	947人	22人	11,937人	226,812人 (普及率97.3%)
整備面積	5,062ha	428ha	46ha	25ha	383ha	5,944ha
年間総処理水量	36,741,695m ³	1,308,914m ³	91,092m ³	166,484m ³	1,039,711m ³	39,347,896m ³
1日平均処理水量	100,663m ³	3,586m ³	250m ³	702m ³	2,849m ³	108,049m ³
年間有収水量	24,155,925m ³	1,315,384m ³	79,035m ³	136,859m ³	1,022,879m ³	26,710,082m ³ (有収67.9%)
処理場・処理能力	宮沢浄化センター (一部合流式) 82,200m ³ /日 両島浄化センター (分流式) 32,850m ³ /日 計 115,050m ³ /日	波田浄化センター (分流式) 5,400m ³ /日	四賀浄化センター (分流式) 630m ³ /日	上高地浄化センター (分流式) 1,400m ³ /日	長野県犀川安曇野 流域下水道安曇野 終末処理場 (松本市・安曇野 市) 40,088m ³ /日	下水道管総延長 1,312.33km マンホール ポンプ場 155箇所







○ 下水道法上の下水道

1 公共下水道(狭義)

公共下水道のうち、主として市街化区域における下水を排除し又は処理するために、市町村が管理する下水道のことです。

終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するもの(前者を単独公共下水道、後者を流域関連公共下水道という。)であり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠(地下に埋設された管渠)である構造のものをいいます。

2 特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち主として市街化区域以外で設置され、農山漁村の生活環境の改善を図るための下水道で、処理対象人口が10,000人以下の小規模なものを特定環境保全公共下水道といいます。

公共下水道(狭義)と同様に単独公共下水道、流域関連公共下水道の2つに分類されます。

3 特定公共下水道

公共下水道、特定環境保全公共下水道は、家庭等からの下水を処理することを対象としているのに対し、特定公共下水道は、特定の工場や事業場からの排水を処理することを対象にしたものです。





4 流域下水道

2以上の市町村の区域における下水を排除し、かつ、終末処理場を有する下水道を流域下水道といいます。

一般的に幹線管渠、ポンプ場、終末処理場の建設及び維持管理は都道府県が行います。

5 都市下水路

主として市街地の雨水を排除し、浸水を防ぐための下水道であり、市町村が整備、維持管理を行います。

公共下水道(雨水)に先立って整備する必要があるときに、都市下水路事業が実施されます。





1 維持管理事業

定期的な点検・清掃等により維持管理を行っています。浄化センターは24時間体制で施設の保守点検・運転管理を民間業者に委託して行っています。

2 下水道施設長寿命化事業(ストックマネジメント計画)

各施設の改築工事に着手し、施設の長寿命化を図ってきました。令和2年度からはストックマネジメント計画に沿って、効率的に改築を進めています。

平成21年度から、劣化の著しい管渠を対象とした長寿命化事業に着手し、現在は主に中心市街地周辺で改築・更新工事を進めています。

また、平成11年度から宮渚浄化センター、平成25年度から両島浄化センターの改築を行っています。四賀、上高地などについても順次改築を進めます。

3 下水道総合地震対策事業

令和7年度から、第四期下水道総合地震対策計画(R7~R11)に沿って、ストックマネジメント計画との整合を図りながら、宮渚・両島浄化センターの耐震診断、耐震化工事及び 中心市街地内の管渠の耐震化工事を実施しています。

液状化危険度が高く、緊急輸送路等に埋設されている幹線管渠を対象に、耐震化工事を実施しています。

浄化センターは、耐震診断結果に基づき、耐震化設計及び耐震化工事を実施しています。





松本市の下水道事業の 経営状況について





令和6年度 下水道事業決算の概要①

収益的収支(損益計算書)

科 目	年度 区分	令和6年度		令和5年度		対前年度比較 (R6-R5)	
		金額 (千円)	構成率 (%)	金額 (千円)	構成率 (%)	増減額 (千円)	増減 (%)
営業 収益	(1) 下水道使用料	4,525,916	64.2	3,931,003	56.1	594,913	15.1
	(2) 一般会計負担金	376,230	5.3	364,960	5.2	11,270	3.1
	(3) その他営業収益	4,849	0.1	5,204	0.1	△ 355	△ 6.8
	小 計	4,906,995	69.6	4,301,167	61.4	605,828	14.1
附帯事 業収益	(1) 売電事業収益	70,201	1.0	76,378	1.1	△ 6,177	△ 8.1
	小 計	70,201	1.0	76,378	1.1	△ 6,177	△ 8.1
営業 外 収益	(1) 受取利息及び配当金	7,264	0.1	2,611	0.0	4,653	178.2
	(2) 他会計補助金	318,885	4.5	950,316	13.6	△ 631,431	△ 66.4
	(3) 長期前受金戻入	1,728,964	24.5	1,666,524	23.9	62,440	3.7
	(4) その他雑収益	7,842	0.1	2,450	0.0	5,392	220.1
	小 計	2,062,955	29.2	2,621,901	37.5	△ 558,946	△ 21.3
	(1) 過年度損益修正益	12,094	0.2	130	0.0	11,964	9203.1
	小 計	12,094	0.2	130	0.0	11,964	9203.1
収 益 合 計		7,052,245	100.0	6,999,576	100.0	52,669	0.8
営業 費 用	(1) 管渠費	254,810	4.1	247,635	3.9	7,175	2.9
	(2) ポンプ場費	23,665	0.4	18,331	0.3	5,334	29.1
	(3) 宮渕浄化センター費	729,866	11.8	810,164	12.7	△ 80,298	△ 9.9
	(4) 両島浄化センター費	473,065	7.7	446,603	7.0	26,462	5.9
	(5) 四賀浄化センター費	38,290	0.6	37,090	0.6	1,200	3.2
	(6) 上高地浄化センター費	53,768	0.9	56,829	0.9	△ 3,061	△ 5.4
	(7) 波田浄化センター費	91,033	1.5	150,762	2.3	△ 59,729	△ 39.6
	(8) 水質規制費	43,830	0.7	42,666	0.6	1,164	2.7
	(9) 普及促進費	24,140	0.4	20,562	0.3	3,578	17.4
	(10) 水洗便所等築造資金融資貸付事業費	5,438	0.1	4,509	0.1	929	20.6
	(11) 業務費	246,424	4.0	241,155	3.8	5,269	2.2
	(12) 総係費	120,410	1.9	175,155	2.7	△ 54,745	△ 31.3
	(13) 減価償却費	3,556,213	57.5	3,598,203	56.3	△ 41,990	△ 1.2
	(14) 資産減耗費	93,641	1.5	20,599	0.3	73,042	354.6
	(15) 流域下水道維持管理負担金	108,567	1.8	109,739	1.7	△ 1,172	△ 1.1
小 計	5,863,160	94.9	5,980,002	93.5	△ 116,842	△ 2.0	
附帯事 業費用	(1) 売電事業費用	29,682	0.5	43,322	0.7	△ 13,640	△ 31.5
	小 計	29,682	0.5	43,322	0.7	△ 13,640	△ 31.5
営業 外 費 用	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	235,591	3.8	279,860	4.4	△ 44,269	△ 15.8
	(2) 雑支出	43,237	0.7	87,672	1.3	△ 44,435	△ 50.7
小 計	278,828	4.5	367,532	5.7	△ 88,704	△ 24.1	
特別 損失	(1) 過年度損益修正損	8,402	0.1	3,740	0.1	4,662	124.7
	小 計	8,402	0.1	3,740	0.1	4,662	124.7
費 用 合 計		6,180,072	100.0	6,394,596	100.0	△ 214,524	△ 3.4
当 年 度 純 利 益		872,173	-	604,980	-	267,193	44.2





令和6年度 下水道事業決算の概要②

総費用の性格別経費内訳(税抜き)

区 分	令和6年度			令和5年度		
	金 額	構 成 率	前年度対比 増 減 率	金 額	構 成 率	前年度対比 増 減 率
	千円	%	%	千円	%	%
人 件 費	299,083	4.8	△ 12.3	341,063	5.3	△ 7.0
維持補修費	530,311	8.6	△ 22.2	681,536	10.7	61.0
動 力 費	199,414	3.2	7.3	185,772	2.9	△ 13.1
薬 品 費	73,606	1.2	1.3	72,663	1.1	6.6
減価償却費	3,580,334	57.9	△ 1.2	3,622,324	56.6	△ 0.5
資産減耗費	93,641	1.5	354.6	20,599	0.3	△ 74.9
支 払 利 息	235,591	3.8	△ 15.8	279,860	4.4	△ 19.2
雑 支 出	43,237	0.7	△ 50.7	87,671	1.4	240.0
過年度損益 修 正 損	8,403	0.1	124.7	3,740	0.1	39.6
そ の 他 物 件 費 等	1,116,452	18.1	1.6	1,099,368	17.2	1.1
合 計	6,180,072	100.0	△ 3.4	6,394,596	100.0	2.2

- (注) 1 人件費は、報酬・給料・手当等（児童手当を含む）・法定福利費及び退職給与金の合計である。
 2 維持補修費は、修繕費・工事請負費及び材料費の合計である。
 3 減価償却費は、有形固定資産減価償却費及び無形固定資産減価償却費の合計である。
 4 支払利息は、企業債利息及び借入金利息の合計である。





令和6年度 下水道事業決算の概要③ 資本的収支

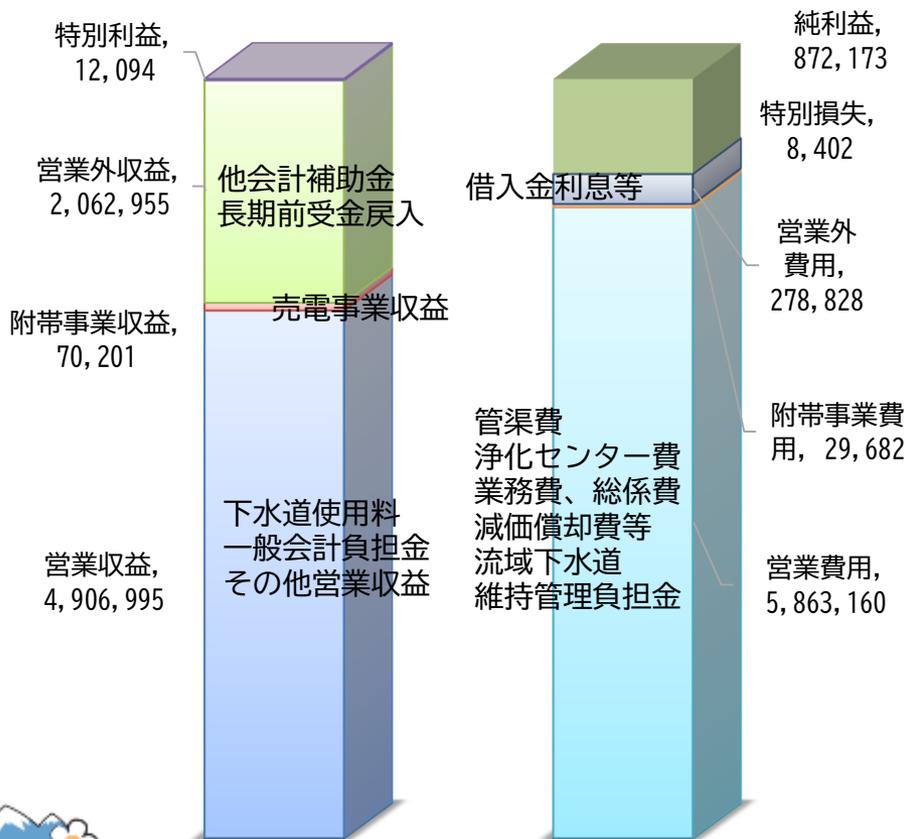
区 分		令和6年度			令和5年度	
		金額	前年度対比		金額	
			増減額	増減率		
責 任	企業債	千円	千円	%	千円	
	(1) 下水道企業債	1,661,500	△ 100,400	△ 5.7	1,761,900	
	小 計	1,661,500	△ 100,400	△ 5.7	1,761,900	
負 担 金	(1) 一般会計負担金	761,190	△ 39,570	△ 4.9	800,760	
	(2) 受益者負担金	15,016	△ 1,128	△ 7.0	16,144	
	(3) 工事負担金	74,972	△ 5,069	△ 6.3	80,041	
	小 計	851,178	△ 45,767	△ 5.1	896,945	
補助金	(1) 国庫補助金	1,127,417	△ 321,908	△ 22.2	1,449,325	
資本的収入	固定資産売却代金	0	-	皆減	38	
	基金取崩収入	5,012	5,012	皆増	0	
	その他	100	△ 100	△ 50.0	200	
	合 計 (a)	3,645,207	△ 463,201	△ 11.3	4,108,408	
	資本的収入不足補てん額(a)-(c)=(b)	2,193,125	△ 219,771	△ 9.1	2,412,896	
	不足額補てん財源内	消費税	0	-	-	0
		資本的収支調整額	157,323	9,143	6.2	148,180
	損益勘定留保資金	過年度	0	0	-	0
		当年度	1,945,011	△ 31,387	△ 1.6	1,976,398
	減債積立金	40,136	△ 248,181	△ 86.1	288,317	
建設改良積立金	50,655	50,655	皆増	0		
合 計 (a) + (b)	5,838,332	△ 682,972	△ 10.5	6,521,304		
資本的支出	(1) 国庫補助汚水渠建設費	256,966	152,858	146.8	104,108	
	(2) 国庫補助雨水渠建設費	115,460	△ 111,230	△ 49.1	226,690	
	(3) 単独公共事務費	14,696	△ 7,037	△ 32.4	21,733	
	(4) 単独公共汚水渠建設費	175,057	22,511	14.8	152,546	
	(5) 単独公共雨水渠建設費	21,000	14,600	228.1	6,400	
	(6) 単独公共処理場建設費	123,000	123,000	皆増	0	
	(7) 単独特環事務費	6,140	1,139	22.8	5,001	
	(8) 単独特環汚水渠建設費	24,115	19,351	406.2	4,764	
	(9) 単独流域特環汚水渠建設費	0	△ 7,722	皆減	7,722	
	(10) 流域下水道事業負担金	6,998	△ 4,081	△ 36.8	11,079	
	(11) 国庫補助改良事業費	1,806,670	△ 684,986	△ 27.5	2,491,656	
	(12) 単独改良事業費	739,463	215,939	41.2	523,524	
	(13) 受益者負担金徴収費	15,419	△ 136	△ 0.9	15,555	
	(14) 営業設備費	8,829	4,349	97.1	4,480	
	(15) 庁舎整備費	5,893	5,893	皆増	0	
小 計	3,319,706	△ 255,552	△ 7.1	3,575,258		
企業債償還金	2,518,526	△ 127,320	△ 4.8	2,645,846		
融資幹旋預託金	100	△ 100	△ 50.0	200		
投 資	0	△ 300,000	皆減	300,000		
合 計 (c)	5,838,332	△ 682,972	△ 10.5	6,521,304		





収益的収支（税抜き）

（単位：千円）

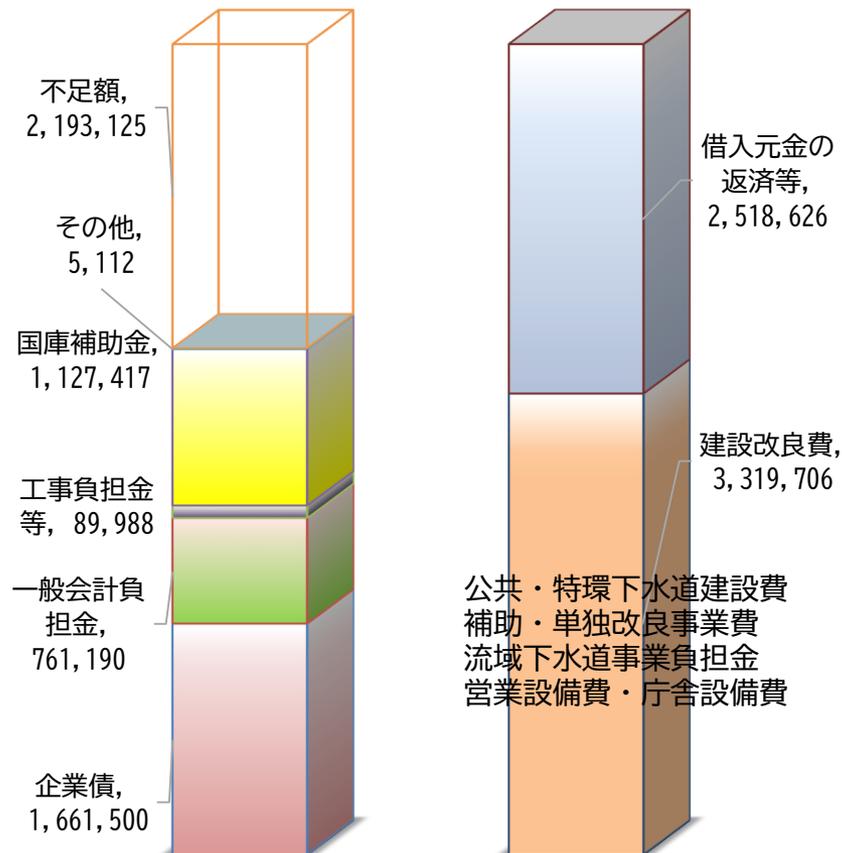


収益
70億5,225万円

費用
61億8,007万円

資本的収支（税込み）

（単位：千円）



収入
36億4,520万円

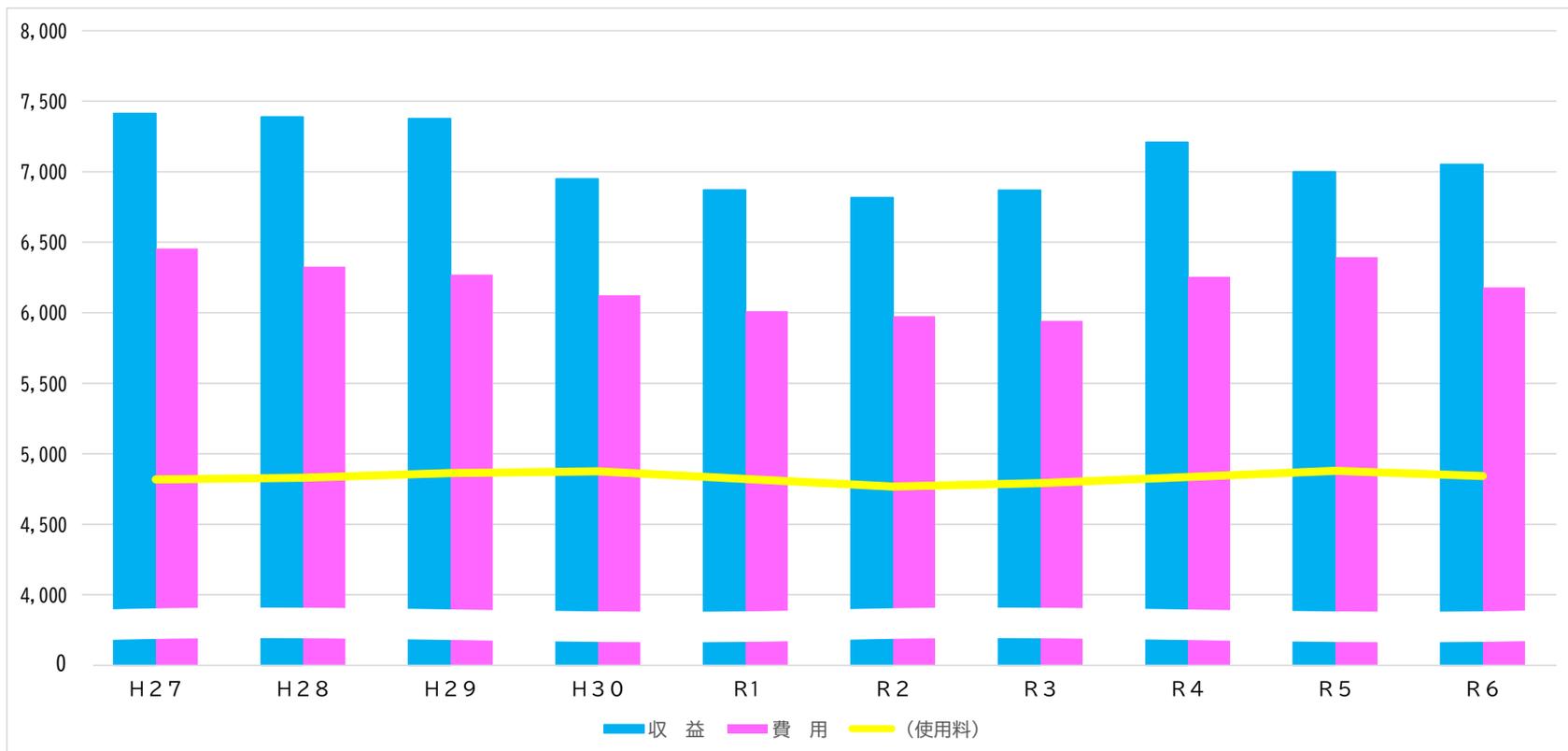
支出
58億3,833万円





下水道事業会計の推移(H27~R6)

収益的収支(税抜き)



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
収益	7,413	7,389	7,376	6,949	6,871	6,816	6,869	7,209	7,000	7,052
(使用料)	(4,818)	(4,830)	(4,864)	(4,876)	(4,821)	(4,768)	(4,791)	(4,836)	(4,879)	(4,842)
費用	6,455	6,327	6,270	6,123	6,010	5,975	5,943	6,255	6,395	6,180
純損益	958	1,062	1,106	826	861	841	926	954	605	872

※ R5、R6は軽減事業実施のため、軽減分の一般会計補助金を使用料に加算して試算





○ 経常収支比率

【指 標】 使用料収入等で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す。

【算出式】 $\text{経常収益} / \text{経常費用} \times 100$

【見 方】 100%以上で黒字。100%未満は収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取り組みが必要となる。

○ 経費回収率

【指 標】 使用料で回収すべき経費（汚水処理費）が、どの程度使用料で賄えているかを表す。

【算出式】 $\text{使用料} / \text{汚水処理費} \times 100$

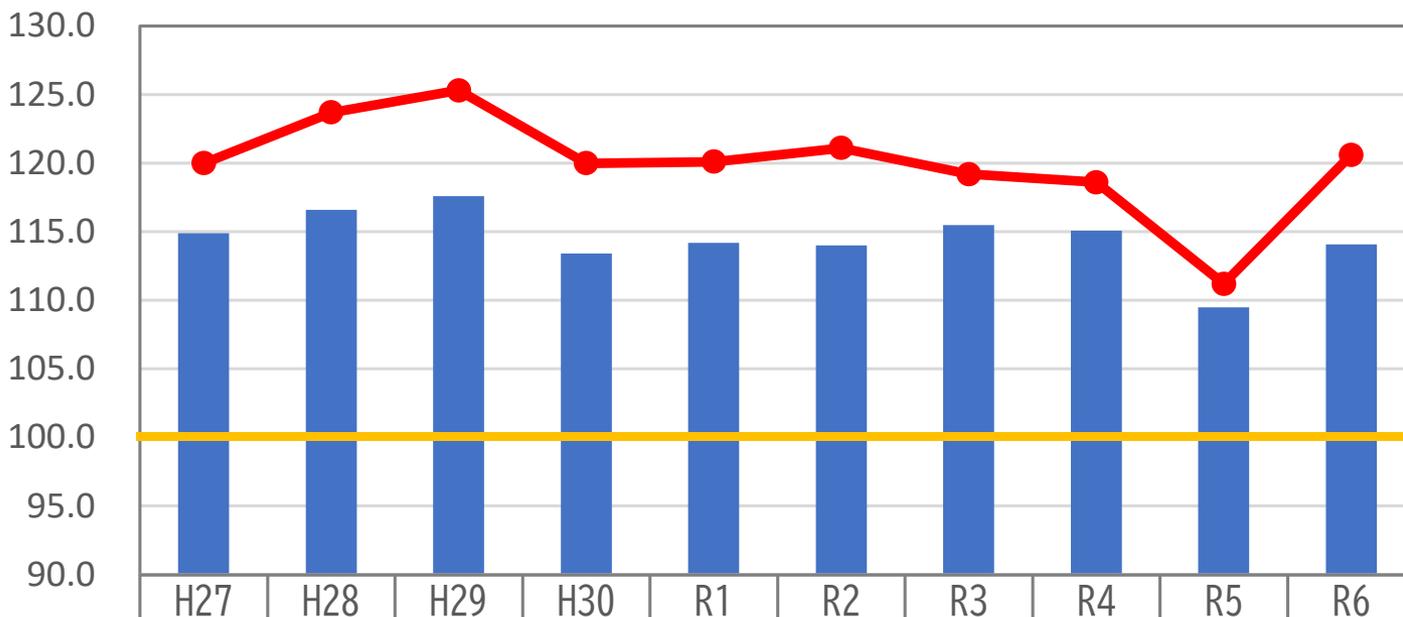
【見 方】 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入で賄われているため、適正な収入の確保が求められる。





料金回収率・経費回収率の推移 (H27~R6)

(%) 経常収支比率・経費回収率



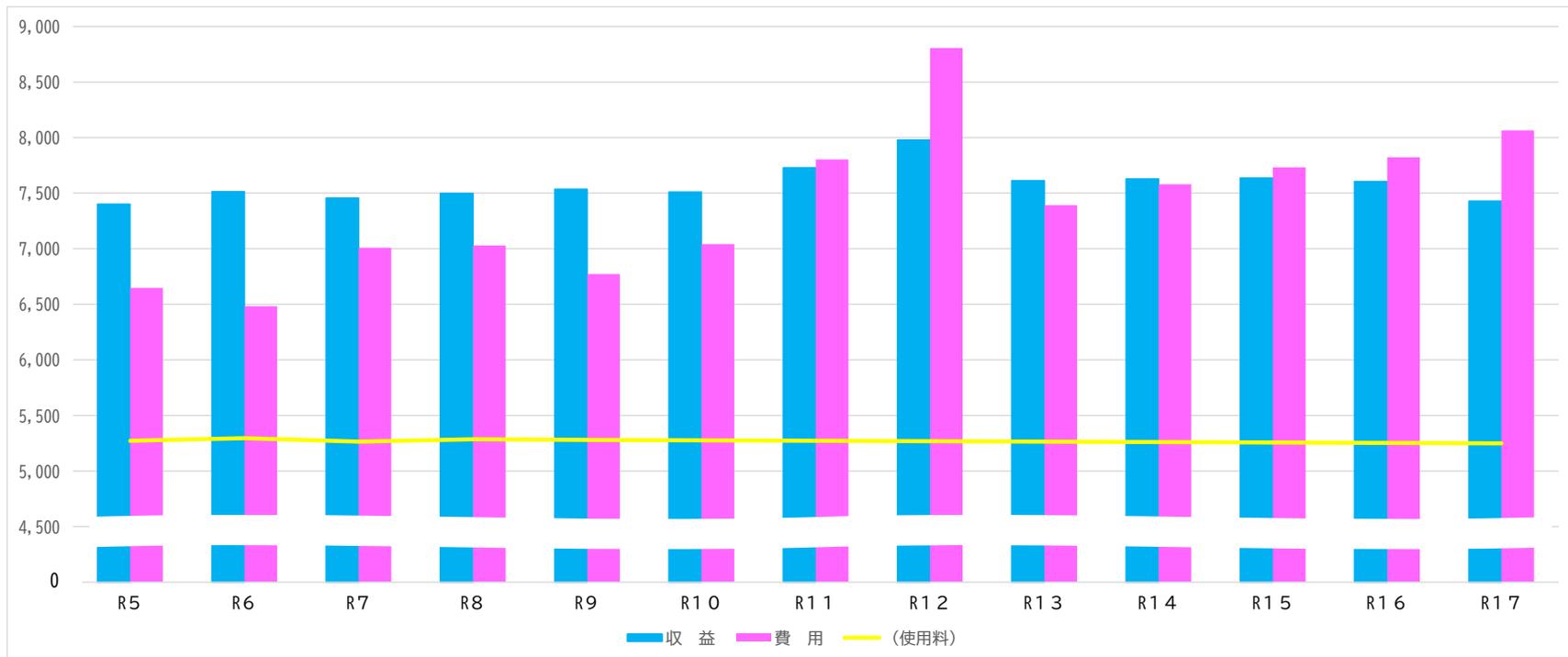
経常収支比率	114.9	116.6	117.6	113.4	114.2	114.0	115.5	115.1	109.5	114.1
経費回収率	120.0	123.7	125.3	120.0	120.1	121.1	119.2	118.6	111.2	120.6

■ 経常収支比率 ● 経費回収率





中期財政計画 (R5~R17) 【収益的収支 (税込み) ※純損益は税抜き】



(単位:百万円)

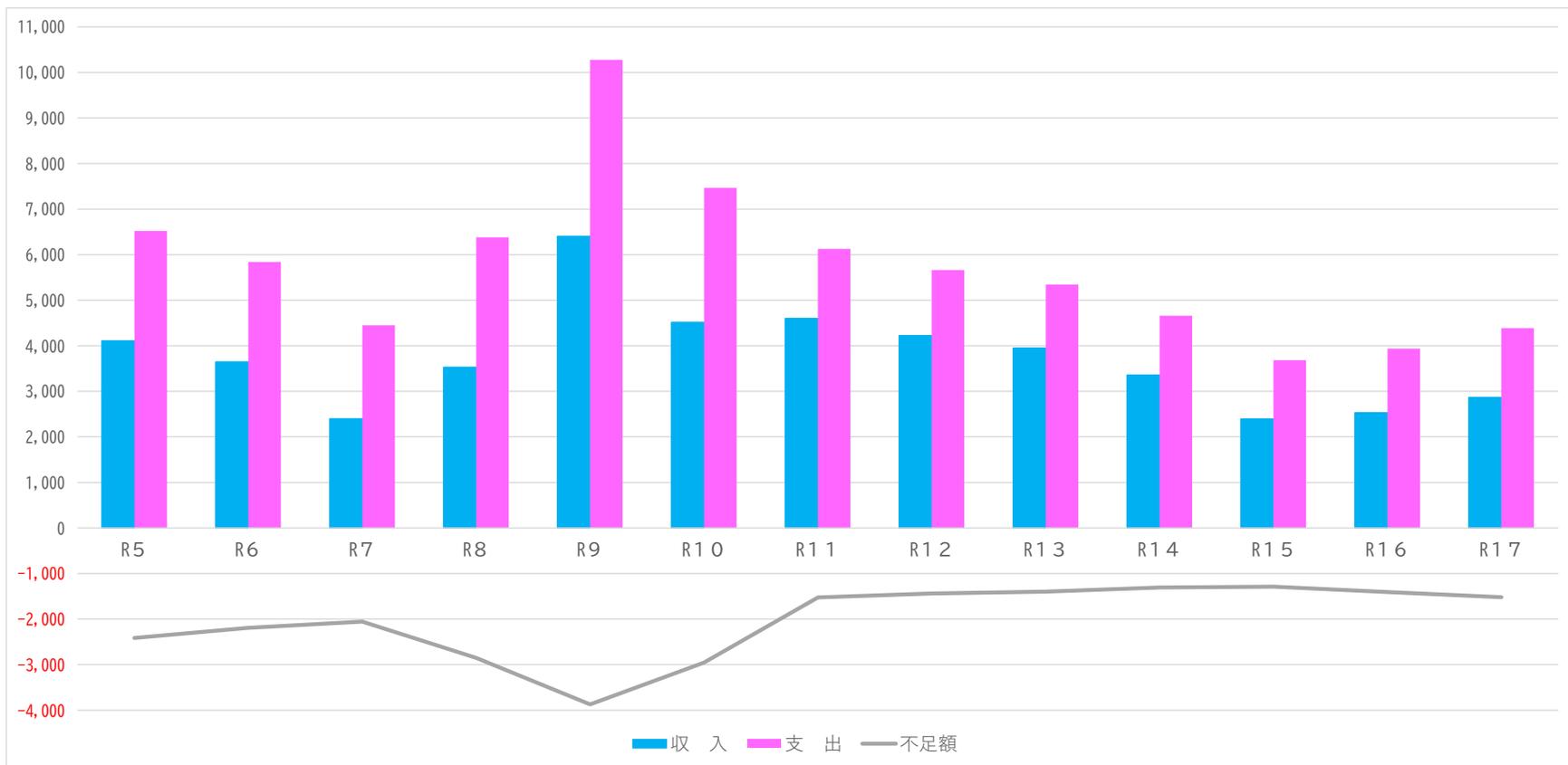
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
収益	7,401	7,514	7,457	7,498	7,535	7,510	7,730	7,980	7,613	7,629	7,637	7,605	7,430
(使用料)	(5,272)	(5,295)	(5,265)	(5,286)	(5,281)	(5,277)	(5,273)	(5,269)	(5,265)	(5,261)	(5,257)	(5,253)	(5,249)
費用	6,647	6,484	7,008	7,029	6,771	7,041	7,804	8,806	7,393	7,581	7,731	7,822	8,064
差額	754	1,030	449	469	764	469	△ 74	△ 826	220	48	△ 94	△ 217	△ 634
その他	149	158	103	273	406	278	295	281	272	215	140	152	179
純損益	605	872	346	196	358	191	△ 369	△ 1,107	△ 52	△ 167	△ 234	△ 369	△ 813

※ R5、R6は決算額、R7は当初予算額、R8以降は中期財政計画見込額
ただし、R5、R6は軽減事業実施のため、軽減分の一般会計補助金を使用料に加算





中期財政計画 (R5~R17) 【資本的収支 (税込み)】



(単位:百万円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
収入	4,108	3,645	2,396	3,530	6,403	4,513	4,602	4,223	3,949	3,354	2,395	2,530	2,867
支出	6,521	5,838	4,452	6,380	10,277	7,466	6,126	5,661	5,345	4,661	3,684	3,936	4,385
不足額	△ 2,413	△ 2,193	△ 2,056	△ 2,850	△ 3,874	△ 2,953	△ 1,524	△ 1,438	△ 1,396	△ 1,307	△ 1,289	△ 1,406	△ 1,518

※ R5、R6は決算額、R7は当初予算額、R8以降は中期財政計画見込額

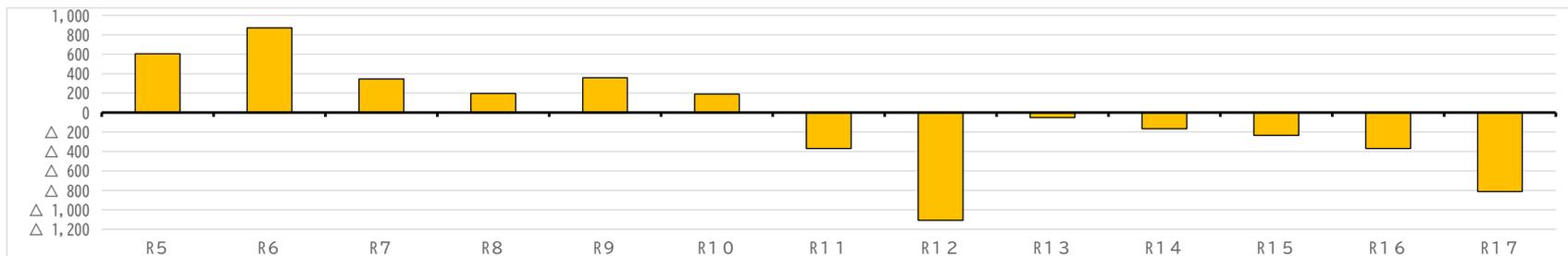
※ 不足する額は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金、積立金取崩額で補てん





中期財政計画 (R5~R17)

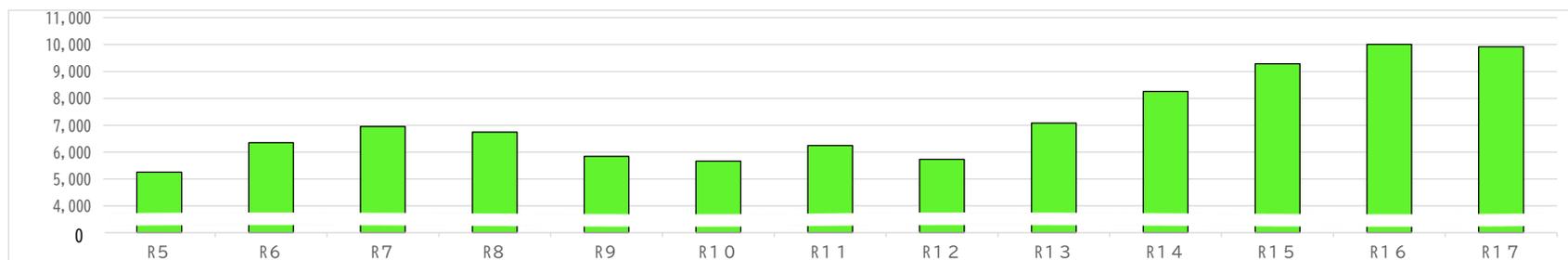
【損益と補てん可能額】



(単位:百万円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
純損益	605	872	346	196	358	191	△ 369	△ 1,107	△ 52	△ 167	△ 234	△ 369	△ 813
資本的収支不足額	△ 2,413	△ 2,193	△ 2,056	△ 2,850	△ 3,874	△ 2,953	△ 1,524	△ 1,438	△ 1,396	△ 1,307	△ 1,289	△ 1,406	△ 1,518
当年度損益勘定留保資金	2,114	1,945	2,140	2,166	2,204	2,301	2,173	1,746	2,520	2,433	2,410	2,337	2,059

※ 純損益は税抜き額



(単位:百万円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
補てん可能額	5,253	6,351	6,952	6,741	5,840	5,663	6,243	5,732	7,080	8,258	9,291	10,009	9,921





- 1 平成13年度以降、黒字が続いている。ここ10年の経常収支比率、経費回収率は健全性を示す目安の100%を超えていて、現在のところ、健全な経営が出来ている。
- 2 しかしながら、人口減少や節水機器の普及により有収水量が減少し、使用料収入が減少傾向にある中、労務単価や物価高騰による維持管理費の増加に加え、老朽化した施設の更新や耐震化など多額の資金需要が見込まれていることから、中長期的に経営は厳しくなる見込み。
- 3 R11～12年度は、波田地区の犀川安曇野流域下水道接続に伴う波田浄化センターの解体関係費用が計上されているため、急に大きな赤字となっており、実質的な赤字はR12年度以降の見込み。
(R11：約465百万円、 R12：約1,085百万円)
- 4 R11年度以降赤字が続くが、補てん可能額があるため、単年度収支で赤字が発生したとしても経営は継続可能。





下水道使用料について





下水道使用料改定の経過

年 月 日	平均改定率	備 考
昭和58年4月	18.0%	基本料金 (10m ³ まで) 510円
昭和60年4月	28.0%	基本料金 (10m ³ まで) 590円
昭和62年4月	28.7%	基本料金 (10m ³ まで) 700円
平成 元年4月	13.9%	基本料金 (10m ³ まで) (税抜) 780円
平成 3年4月	12.6%	基本料金 (10m ³ まで) (税抜) 890円
平成 5年4月	12.0%	基本料金 (10m ³ まで) (税抜) 1,000円
平成 7年4月	10.8%	基本料金 (10m ³ まで) (税抜) 1,150円
平成13年4月	9.4%	基本料金 (10m ³ まで) (税抜) 1,320円

※上記とは別に消費税改正による改定あり

平成元年 3%、平成9年 5%、平成26年 8%、令和元年 10%

○大規模な施設整備を行ったことにより、平成12年度までは赤字が続き、平成13年の料金改定以降、黒字傾向となる。(平成12年度累積赤字約14.7億円)

○平成21年度に累積赤字が解消された。

○消費税改正に伴う使用料改定を除けば、平成13年以降、使用料の改定は行っていない。(24年間)

○合併後も、合併前の料金体系を継承し、「地区別料金」となっている。





現行使用料体系

(1) 松本地区

種別	基本料金		超過料金(円) (10㎡超1㎡につき)	
	使用水量	金額(円)		
一般汚水	10㎡まで	1,452	11 ~ 30㎡	169.4
			31 ~ 50㎡	198
			51 ~ 100㎡	214.5
			101 ~ 300㎡	231
			301㎡~	248.6
(井水)家族4人まで 超過1人につき			3,146	781
便器料金	大便器1ヶ			1,573
	小便器1ヶ			1,210
	兼用便器1ヶ			2,783
	業務用部屋付便器			1,727
公衆浴場1㎡につき				20.9

(2) 四賀地区

種別	基本料金		超過料金(円) (10㎡超1㎡につき)
	汚水排水量	金額(円)	
基本料金	10㎡まで	3,564	136

(3) 梓川地区

種別	基本料金		超過料金(円) (10㎡超1㎡につき)	
	汚水排水量	金額(円)		
一般汚水	10㎡以下	1,760	11㎡ ~ 30㎡	220
			31㎡ ~ 50㎡	231
			51㎡ ~ 100㎡	242
			101㎡ ~ 300㎡	253
			301㎡~	264
一時使用	1㎡につき	264		

(4) 波田地区

種別	基本料金		超過料金(円) (10㎡超1㎡につき)	
	汚水排水量	金額(円)		
一般用	10㎡以下	2,057	11㎡ ~ 20㎡	178.2
			21㎡ ~ 30㎡	184.8
			31㎡ ~ 40㎡	202.4
			41㎡~	220
一時使用	1㎡につき	220		

(5) 安曇地区

	種別	金額(円)		
排除使用者等	基本料金	排水人口	1人	5,236
			2人以上5人未満	10,427
			5人以上10人未満	20,944
			10人以上13人未満	26,180
			13人以上40人未満	68,090
			40人以上80人未満	94,281
			80人以上100人未満	125,708
			100人以上110人未満	188,562
			110人以上120人未満	199,045
			120人以上	225,236
投入使用者等	汚水等量料金	汚水等量	3,000㎡まで1㎡につき	240.9
			3,000㎡超1㎡につき	419.1
投入使用者等	基本料金	排水人口	1人	2,090
			2人以上5人未満	5,236
			5人以上20人未満	15,708
			20人以上40人未満	20,944
			40人以上	26,180
投入使用者等	汚水等量料金	汚水等量	1㎡につき	15,714.6

【参考】農業集落排水

種別	基本料金 (円)	超過料金(円) (1㎡につき)
一般汚水	1,650	1 ~ 25㎡ : 110 26㎡~ : 88

- 使用料比較 (10㎡) 円
 - 松本地区 1,452
 - 四賀地区 3,564
 - 梓川地区 1,760
 - 波田地区 2,057
 - 農集排 2,750

- 使用料比較 (20㎡) 円
 - 松本地区 3,146
 - 四賀地区 4,924
 - 梓川地区 3,960
 - 波田地区 3,839
 - 農集排 3,850





【松本地区の使用料】

(令和7年3月31日現在)(単位:円)

順位	10m ³ /月		20m ³ /月		30m ³ /月	
1	佐久市	2,750	佐久市	4,510	佐久市	6,930
2	伊那市	2,310	伊那市	4,070	伊那市	6,270
3	駒ヶ根市	2,090	塩尻市	3,980	飯田市	6,137
4	飯山市	2,030	安曇野市	3,960	塩尻市	6,120
5	上田市	2,017	上田市	3,827	大町市	5,995
6	安曇野市	1,980	飯田市	3,797	安曇野市	5,940
7	飯田市	1,947	大町市	3,795	小諸市	5,830
8	小諸市	1,870	小諸市	3,750	中野市	5,775
9	塩尻市	1,840	須坂市	3,640	須坂市	5,670
10	長野市	1,829	飯山市	3,610	上田市	5,637
11	大町市	1,705	中野市	3,575	長野市	5,481
12	須坂市	1,700	長野市	3,534	飯山市	5,330
13	東御市	1,650	東御市	3,355	東御市	5,060
14	中野市	1,595	駒ヶ根市	3,300	岡谷市	5,038
15	千曲市	1,540	岡谷市	3,278	駒ヶ根市	4,994
16	岡谷市	1,518	千曲市	3,245	千曲市	4,950
17	松本市	1,450	松本市	3,140	松本市	4,840
18	諏訪市	1,436	諏訪市	3,119	諏訪市	4,802
19	茅野市	1,435	茅野市	3,118	茅野市	4,801





- 1 令和6年度の経営審議会において、水道料金の見直しを4年ごとに行うこととした。(R7. 2答申附帯意見)
- 2 合わせて、下水道使用料についても4年ごとに見直すこととし、水道料金と隔年で見直しを行うこととしています。

【水道料金と下水道使用料の見直しイメージ】

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
水道		審議 (算定期間) R8~R11		改定		審議 (算定期間) R12~R15				審議 (算定期間) R16~R19	
下水道				審議 (算定期間) R10~R13				審議 (算定期間) R14~R17			





- 1 算定期間(4年間)の経営状況について
 - ・ 算定期間における必要経費の算出
 - ・ 損益、経常収支比率、経費回収率、補てん可能額など
- 2 料金体系のあり方について
 - ・ 合併前の料金体系を継承した「地区別使用料」となっている。
- 3 農業集落排水使用料との調整について
 - ・ 安曇地区(島々、大野田、稻核)は、農業排水集落事業により汚水処理をしているため、会計は別となっているが、使用実態や料金体系は下水道事業同様となっている。

